

平成25年第11回東京都北区教育委員会定例会

会議月日	平成25年11月12日(火)午後1時30分		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	委員長 森下淑子	委員 加藤和宣	
	委員 檜垣昌子	委員 嶋谷珠美	
	委員 森岡謙二	教育長 内田隆	
欠席委員	なし		
事務局職員	事務局次長 学校改築施設管理課長 学校地域連携担当課長 教育改革・教育支援担当副参事 スポーツ施策推進担当課長 中央図書館長 学校適正配置担当部長	教育政策課長(教育未来館長) 学校支援課長 教育指導課長 生涯学習・スポーツ振興課長 飛鳥山博物館長 学校適正配置担当課長	

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提案内容	結果
1	42号	平成25年度東京都北区一般会計補正予算(第3号)に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について	承認
2	43号	幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について	承認
3	44号	東京都北区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	承認
4	45号	通学区域の変更について	承認
5	46号	北区立小・中学校改築改修計画(案)について	承認

日程	報告事項	報告内容	結果
6	43号	平成26年度北区放課後子どもプランの実施について	了承
7	44号	平成26年度北区青少年委員の推薦依頼について	了承
8	45号	平成26年度北区スポーツ推進委員の募集について	了承
9	46号	稲付中学校サブファミリーブロック小学校適正配置検討協議会からの要望書の提出について	了承
10	47号	後援・共催事業に関する報告	了承

平成25年第11回東京都北区教育委員会定例会会議録

平成25年11月12日(火) 13:30

森下委員長

皆様、こんにちは。出席委員が定足数に達しておりますので、会議は成立しております。これより、平成25年第11回北区教育委員会定例会を開会いたします。

日程第1、第42号議案「平成25年度東京都北区一般会計補正予算(第3号)に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」を議題に供します。

事務局から説明をお願いします。

飛鳥山博物館長

委員長

森下委員長

飛鳥山博物館長

飛鳥山博物館長

それでは、私から第42号議案の説明をさせていただきます。1ページおめくりいただきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について、1、平成25年度東京都北区一般会計補正予算(第3号)でございます。

もう2枚おめくりいただきまして最後のページでございますが、平成25年度東京都北区一般会計補正予算(第3号)、教育に関する部分、第1表でございます。歳出予算として、8款教育費、6項社会教育費に補正予算といたしまして、1,121万5,000円を計上するものでございます。

お手元の第42号議案参考資料をごらんいただきたいと存じます。区の指定有形文化財でございました東京書籍印刷工場・事務棟・守衛棟を解体前に記録保存するものでございますが、今回の補正予算でございますが、まずこの中の1棟であります印刷工場を調査し、記録保存するためのものでございます。なお、この3棟でございますが、以前この3棟と東書文庫の4棟が指定文化財でございましたが、8月6日の教育委員会で指定変更が決定されまして、現在東書文庫1邸のみが北区の指定文化財となっております。

なお、東京書籍株式会社とは現在協議中でございますが、平成25年度中には工場棟などの解体はないこと、それからまず、工場棟を平成26年3月までに調査しまして、その後に、事務棟・守衛棟を調査するというところで協議が整っているところでございます。そのため、事務棟・守衛棟の調査費でございますが、平成26年度補正予算で対応したいと考えているところでございます。

以上、簡単ではございますが、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

森下委員長

ありがとうございました。

本件につきまして、ご質疑・ご意見はございますか。

(質疑・意見なし)

森下委員長

それでは、特に反対意見はないようですので、本件については意見なしとすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

森下委員長

ご異議ないと認め、本件は意見なしとすることに決定いたします。

次に、日程第2、第43号議案「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇に関する条例の一部を改正する条例等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」を議題に供します。

事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

委員長

森下委員長

教育政策課長

教育政策課長

第43号議案は、区議会第4回定例会に提案される予定の五つの議案について、区長より意見を求められているものでございます。五つの議案につきまして、順次ご説明を申し上げます。

まず、議案を2枚おめくりいただきまして、第81号議案と書かれているものでございます。幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

もう1枚おめくりいただきまして、1ページでございます。一番最後の説明でございます。妊娠の症状に対応した特別休暇の新設等を行うため、この条例を提出することになっております。

もう1枚おめくりいただきまして、3ページをあけてください。特別休暇の要件といたしまして、並んでおりますが、現行、「妊娠初期休暇」となっている部分を、「妊娠症状対応休暇、早期流産休暇」と改めるものでございます。

次に、もう1枚おめくりいただきまして、第88号議案でございます。東京都北区立学校設置条例の一部を改正する条例でございます。

もう1枚おめくりいただきまして、1ページでございます。前回の委員会でご決定いただきましたとおり、滝野川第一小学校と滝野川第七小学校が統合されまして、田端小学校が設置されることになりました。これに伴う学校設置条例の一部を改正する条例でございます。

もう1件は、赤羽岩淵中学校の改築に伴いまして、現在改築している場所、これが赤羽二丁目6番18号でございますが、この場所に新たな赤羽岩淵中学校を設置するというものでございます。

その次が、第89号議案でございます。東京都北区体育館条例の一部を改正する条例でございます。1ページをごらんください。別表第1の1の部、滝野川体育館の款第一会議室の項の中を料金を上段から下段のほうに改めるというものでございます。

いずれも引き下げになっております。これは、滝野川体育館に新たにエレベーターを設置することによりまして、第一会議室の面積が狭くなることによりまして、料金を引き下げるといふものでございます。

次が、第90号議案、東京都北区立体育施設条例の一部を改正する条例でございます。1ページをごらんください。浮間にごございます水再生センターの上につくっております体育施設の中の舟渡庭球場、北区立浮間舟渡庭球場、これが完成しましたことから、これの使用料を新たに設けるものでございます。

次の第101号議案と第102号議案は、いずれも指定管理者の指定によるものでございます。まず、第101号議案でございますが、東京都北区立北運動場の指定管理者の指定でございます。指定管理者は、日本製紙総合開発北運動場共同事業体、指定の期間は、平成26年4月1日から平成29年3月31日まででございます。なお、この指定管理者は、現在の指定管理者と変更はございません。

第102号議案、東京都北区立赤羽スポーツの森公園競技場等の指定管理者の指定について、これにつきましては、指定管理者がスポーツリー・グループ株式会社旺栄、共同事業体の代表者がスポーツリー・グループで、株式会社旺栄でございます。指定の期間は、平成26年4月1日から平成29年3月31日まででございます。これについても、現在の指定管理者から変更はございません。

私からは、以上でございます。

森下委員長

ただいま五つの議案についての説明をいただきましたが、ご質疑・ご意見はございますでしょうか。特にないですか。

(質疑・意見なし)

森下委員長

それでは、特に反対意見はないようでございますので、本件については意見なしとすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

森下委員長

ご異議ないと認め、本件につきましても意見なしとすることに決定いたします。次に、日程第3、第44号議案「東京都北区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

教育指導課長

委員長

森下委員長

教育指導課長

教育指導課長

それでは、私から第44号議案、東京都北区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、ご説明申し上げます。恐れ入ります、1枚おめくりいただ

きまして、東京都北区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則でございますけれども、こちらについては第6条の3の次に、次の1条を加えることとございまして、指導教諭、第6条の4、小中学校に指導教諭を置くことができることとしたものでございます。

もう1枚おめくりください。これにつきましては、附則にございますように、平成26年4月1日から施行することといたします。左の3ページ、新旧対照表をごらんいただければと思います。東京都の公立小中学校におきましても、今申し上げましたように平成26年度から主幹教諭と同等の職でございます、新たな職である指導教諭を導入することになりました。それに伴いまして、北区立学校の管理運営規則につきましても、指導教諭を置けるように規則を改正するものでございます。

改正内容については、新旧対照表の上の段、傍線がございまして、先ほども申し上げました第6条の4、小中学校に指導教諭を置くことができる、これを新たに規定させていただいております。2項といたしまして、指導教諭の責務について、これも規定させていただいております。

第9条でございますが、現行は第9条につきましては、第7条に規定する主任と始まっております。これを第9条、第7条第1項及び第3項に規定する主任ということと、それから第7条第2項に規定する研究主任と二つに分けてございます。この理由についてでございますけれども、第9条の第1項にございます第7条第1項の主任というのは、教務主任、生活指導主任、保健主任、学年主任でございます。第3項につきましては、中学校の進路指導主任を指してございます。これにつきましては、指導教諭が置かれているときは、特別の事情がある場合にのみ、指導教諭としての職務に支障がない限りにおいて兼務することができるというものでございます。

また、第2項の小学校における研究主任につきましては、その職務の性格上、指導教諭の職務と密接に関係があるものであるため、より積極的に指導教諭が兼務することができるものとして、分けて規定するとしてございます。第9条の第3項以降につきましては、今申し上げました部分を新たに付け加えましたために、規定整備を行ったものでございます。

順序が逆になりますが、恐れ入ります、別添の第44号議案、参考資料をごらんいただければと思います。表紙には、今申し上げました内容について概略を記載させていただきました。指導教諭でございますが、こちらはめくっていただきますと、小中学校の教員向けのリーフレットの写しをつけさせていただきました。平成26年度から都内公立小中学校に指導教諭が導入されますというものでございます。指導教諭の職でございますけれども、平成19年に改正されました学校教育法に、新たな職として規定されたところでございますけれども、これにつきましては、処遇等について各都道府県が条件を整備して、そして職として置くということでございまして、東京都におきましては、これらの条件整備を行ってきました結果、まず本年平成25年度から都立学校において導入が図られたものでございます。小中学校につきましては、さらに条件整備を進めまして、平成26年度より徐々に導入することとさせていただきます。

詳しい内容については、このリーフレットをごらんいただければと思いますが、簡

単にご説明申し上げますと、今年度につきましては小中学校で国語、算数、数学、理科について、選考受験者を募集いたしました。しかしながら、定数を充足するほどの応募はなかったと、都教委から聞いております。なお、北区におきましては、本年度の選考受験申込者はおりませんでした。

指導教諭の職務についてでございますけれども、概略は、すみません、恐れ入ります、戻っていただきまして、リーフレットの1ページ、具体的な職務内容として、①から⑥までございます。指導教諭に期待されているのは、校内での授業改善の指導的立場に立つほか、それぞれが担当する教科等につきまして、区内外、この場合、一般のいわゆる国語、算数、理科、社会等につきましては、第2ブロック、具体的に申し上げますと、北区の場合は、北、文教、台東、荒川でございます。区内以外にもそうした第2ブロックの教員に広く授業を公開するなどして、指導スキルの向上に努めること、そして、新たな指導資料等の開発などが求められております。

任用数につきましても、今年度募集のあった教科につきましては、この第2ブロックの中で、小学校については各教科2名の6名、中学校については各教科1名の3名ということで、これは該当する教員は基本的には200人に1人いるかいないかの優秀な指導力の高い教員ということになります。

また、指導教諭としての力量が、指導教員になった後でも十分でない判断された場合には、主幹教諭に職が変更されるなどの厳しい条件があるので、今のところなかなかそれに当たる教員の発掘というのが難しい状況でございます。

なお、東京都におきましては、今後、各教科に合わせまして、道徳、特別活動等の領域のほか、特別支援教育などについても条件整備を行って、来年度以降さらに任用を進めて、最終的には指導教諭を小学校で210名程度、中学校では130名程度を導入することといたしております。

私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

森下委員長

ただいま、第44号議案のご説明をいただきました。指導教諭ということでございますが、この説明についての質問、またはご質疑はございますでしょうか。

では、私からちょっと感想になります。大変よい制度だと思うのですが、ただ、200人に1人いるかいないかという優秀な人材だということで、北区からは0人、希望がないということはとても残念なのです。これは都の方針ですけれども、ここまで求められる教員がなかなかいないということです。ふだん見ておられますと非常に優秀な、いわゆる指導教諭という立場にはならなくても、スーパー教諭に匹敵する授業の上手な人、また、生活指導全てにすばらしい方はやはりたくさんいると思うのです。ですから、北区の中でそういう人たちを発掘して、区内独自でそういう方々の授業を公開するとか、他校の先生方に見せる、あるいはサブファミリーで見せ合うとか、これを待たずして、どんどんやっていけたらいいなという感想を持っております。

教育指導課長

委員長

森下委員長	教育指導課長
教育指導課長	<p>これ以外の制度として、例えば認定講師の制度で、東京都で優秀な教員を他校の研究授業の際に派遣できるようにしておりました。また、区においてもできるだけそうしたすぐれた教員については検証していくなどの制度をつくっていきたいと思っております。</p> <p>また、北区に優秀な教員がないというわけではなくて、実は何名か声をかけさせていただきました。ですが、いろいろな条件面で厳しいということもありまして、固辞された方がいらっしゃいます。ですので、北区にも本当はやっていただきたい方がいらっしゃったのは事実でございます。</p> <p>以上です。</p>
森岡委員	委員長
森下委員長	森岡委員
森岡委員	<p>委員長と重複してしまうと思うのですけれども、受けない理由が、イメージとして多忙とか、仕事がふえるとか、そういう重圧感みたいなものが本当に多くの理由であって、本当に優秀な人はいっぱいいるのですけれども受けない。というと、何ですか、悪いほうにいわゆる本当に受けてほしい人が受けなくて、言っているのかあれですけれども、そうでない人が受けて、人数になってしまうというような悪い展開になってしまうのではないかなという感じがするのですけれども。</p>
教育指導課長	委員長
森下委員長	教育指導課長
教育指導課長	<p>これについては、要するに数をそろえるのではなくて、東京都と確認させていただいているのですけれども、数をそろえるのではなくて、ハードルを非常に高くして、それで数がいなくてもそれをクリアした者だけを指導教諭として任用するということについては、確認をさせていただいております。</p> <p>それと、いろいろ例えば公開授業とか、模範授業とか、年間何回か行わなければならないということと、それをやるとすると、その学校のその人だけの問題ではなくて、学校としてどのぐらいその負担がかかるかというようなこともございます。</p> <p>また、本当に数の少ない人材ですので、例えば数年後に異動する場合、他の教員と同じように自分の好きなところに異動できるのか、好きなのところとか希望するところに異動できるのかという問題がございます。例えば、北区にそういう算数の指導教諭がいました。そうすると、その方が第2ブロック以外のところに出してしまうと、北区の算数の指導教諭が不在というか、第2ブロック内に不在になってしまう。そうすると、北区を含めた四つの区の中でしか異動できないのかとか、異動する場合には</p>

同じ算数の指導教諭との交換トレードしかできないのかとか、そうしたさまざまな問題がございまして、そのあたりについては私ども人事を預かる教育指導の室課長会と東京都で調整等を図っております、次第に整備されてくるということで、今のところはまだ慌てずに教科についてもいわゆる三つの教科、国・算・理でございますけれども、こちらから、まずどちらかという、試行的に今年度から募集を始めたということでございます。

以上です。

森下委員長

ほかに、ございますか。

あと、もう一点。この指導教諭の具体的な職務内容というのが、この参考資料の1ページにあります、この第1番目に校内のOJTとございます。やはり、ここが一番大事なところだと思います。教師が指導力を高め、そして子どもたちがより力をつけるという点で、この校内のOJTというのが大事なことだと思いますので、これからすると、例えば北区でこの間から研究協力校の発表が何校かありましたけれども、やはりあれはすばらしい講師を招いて、全員が同時にレベルアップしていくという意味で、来年度もそういう研究協力校の啓発というのでしょうか、力をつける意味ではとても私はいいと思って見てきましたので、そういうところも、これを待たずしてそういうところもまたどんどん啓発をよろしく願いたいなと思っております。

ほかに、ございませんか。よろしいですか。

森岡委員

委員長

森下委員長

森岡委員

森岡委員

今も指導課長が言われたとおり、サポートをしっかりとやるということですね。先生方は見ていると思うのですね、いわゆる指導教諭のことを。ですから、やはりきちんと教育委員会だとか学校側がその先生をサポートしてあげるというそういう姿で応援してあげないと、やはり育っていかないと思うのですよね。その点本当にお願いしたいなと思うのですよね。

森下委員長

なってから大変だろうとかという不安を持たれると思いますけれどもね。でも、有効に使えば大変いいことだなと思っております。

特に反対意見はございませんね。

では、ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することにいたします。

次に、日程第4、第45号議案「通学区域の変更について」を議題に供します。

事務局から説明をお願いいたします。

学校支援課長

委員長

森下委員長

学校支援課長

学校支援課長

それでは、第45号議案、通学区域の変更について、ご説明を申し上げます。1ページ目をお開きください。今回、変更を予定していますのは、お示しの表の地域でございます。1枚、後からこの通学区域図の資料をお配りさせていただきました。恐縮ですが、こちらもお合わせてごらんいただければと存じます。

最初に、堀船一丁目1番の区域についてでございます。こちらの区域図は、その堀船のほうの説明図になってございます。黄色で塗り潰しました地域が今回の対象地域でございます。王子駅南口駅前になりますけれども、こちらにつきましては現在、柳田小学校の通学区域となっております。ごらんいただきましたように、当該区域以外の堀船一丁目、二丁目、三丁目、四丁目につきましては、堀船小学校の通学区域となっております。中学につきましては、この堀船一丁目1番を含めて堀船中学校の通学区域となっている状況でございます。

この当該地につきましては、日本製紙の所有地でございましたけれども、民間住宅の事業者へ売却をされまして、計画によりまして、最短で平成28年2月に竣工予定でマンションが建設されるということになってございます。予定戸数は285戸ということでございます。

当該地につきましては、旧十条製紙の時代には、王子一丁目のほうにまたがる社宅がございました。この関係で、柳田小学校の通学区域とされていたところでございますけれども、その後、社宅は廃止をされまして住宅展示場、テニスコートなどに活用されてきてまして、これまで住宅がその後建ったことはございませんでした。今回、住宅が建設されるということで、堀船一丁目のまちの連続性、また青少年地区委員会など、子どもと家庭、地域の活動の一体性を保つ必要があるということから、堀船小学校に通学区域を変更することが適切と考え、今回議案として提出させていただいたものでございます。

なお、この通学区域変更に当たりましては、地元の堀船一丁目町会、連合町会から要望書の提出をいただいたと同時に、これまで柳田小学校PTAともご相談の上、了解を得た上で進めてきたものでございます。

次に、左の二つの学校が、滝野川第一小学校と滝野川第七小学校、この統合によりまして新校設置に伴いまして、通学区域を変更するものでございます。現在、表にお示しの地域、それぞれの学校の通学区域となっておりますけれども、統合に伴いまして、いずれも田端小学校の通学区域に変更するものでございます。

私からは以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

森下委員長

ありがとうございます。

本件、ご説明いただきましたが、ご質問、またご質疑等、ご意見はございますでしょうか。

森岡委員

委員長

森下委員長

森岡委員

森岡委員	地元との関係がうまくいっていれば、この案でよろしいと思います。
森下委員長	それでは、よろしいでしょうか。 (質疑・意見なし)
森下委員長	それでは、ただいまの各委員のご意見では反対意見がございませんので、本件については原案どおり承認することにご異議ございませんか。 (異議なし)
森下委員長	異議なしと認め、本件は原案どおり承認することに決定いたします。 次に、日程第5、第46号議案「北区立小・中学校改築改修計画(案)について」を議題に供します。 事務局から説明をお願いします。
学校改築施設管理課長	委員長
森下委員長	学校改築施設管理課長
学校改築施設管理課長	それでは、第46号議案、北区立小・中学校改築改修計画(案)について、ご説明をさせていただきます。まず、計画ですが、今年度末に策定を予定してございます。本日ご審議いただきますのは、これまでの経過等を踏まえ、まとめました計画案を北区教育委員会の計画案としてご承認いただくためでございます。ご承認いただきました計画案は、今後区議会、所管委員会に報告させていただくとともに、区民の方の意見を正確に反映させるため、パブリックコメント等を実施させていただく予定でございます。 計画案の内容につきましては、これまでご説明をさせていただいたところでございますが、改めまして計画の要点についてご確認いただきたく、お手元の概要版に沿ってご説明をさせていただきます。 恐れ入ります、概要版をご用意いただけますでしょうか。1番の(1)計画の目的でございます。学校の改築までの間の施設の長寿命化等にかかる大規模な改修を推進するための基本的な考え方を示すとともに、具体的な実現策をまとめてございます。 (2)では、平成36年度までの11年間を計画期間に処するというをまとめてございます。 (3)では、学校施設を取り巻く現状と課題についてまとめてございます。①の二つ目の丸では、改築校を除く42校のうち、4分の3に当たる31校が建築後45年を経過している状況。②では、これらの施設について、計画的な大規模修繕を実施し

てきたにもかかわらず、前回の大規模改修工事から25年を迎える学校も出てきており、再度の工事もしくは改築が求められている現状や、その次の丸で、耐震性には問題はないが、将来にわたる耐久性、長持ちの度合いについては課題を残すと書いてございます。

(4)では、改築計画策定に当たり整合を図るべき諸計画について書いてございます。3点書いてございますが、一番下の③、文部科学省との学校施設の老朽化対策について、都の関係におきましては、国が予防保全を中心とした適切な管理と手厚い改修により、学校施設の長寿命化を進めることが今後の老朽化対策の柱と書いてございまして、これまでの改築中心の老朽化対策の考えや発想を大きく転換を求めているところでございます。

2ページ目に移らせていただきます。大きな2番としまして、学校改築とリフレッシュ改修の基本方針でございます。(1)では、学校施設の目標使用年数を65年と定めさせていただいてございます。

その上で(2)で、改築とリフレッシュ改修の関係について整理してございます。改築につきましては、目標使用年数の65年を迎えるまでに計画的に実施をするもの。リフレッシュ改修につきましては、当面の間、改築に至らない学校施設について、施設の長寿命化と教育環境の充実を図るために実施するものとしてございます。リフレッシュ改修については、1校当たりの総事業費を約5億円と考えてございます。

(3)では、改築校選定の考え方を大きく五つにまとめて整理をしてございます。まず、第一として中学校の教育環境の充実でございます。全ての児童・生徒が義務教育を受ける9年間のうちに、少なくとも小・中のいずれかで教育環境の充実した改築校で授業を受けられる環境を早期に整えるために、改築未着手の中学校6校を優先して改築をするとしてございます。具体的には、本計画期間11年間のうちに、全ての中学校の改築事業に着手をするとしてございます。

②としまして、建築年次の古い学校としてございまして、やはり本計画期間内に目標使用年数の到来に近づく昭和30年代に建築された学校、小中あわせて14校ございますが、学校適正配置の進捗を見きわめながら、順次改築を実施するものでございます。

3点目の視点として、地域バランスに配慮した実施でございます。北区基本計画の3地域7地区の地域区分を意識して、バランスよく改築校を選定いたします。

3ページ目に移りまして、4番目になります。小中一貫教育の一層の推進としてございまして、施設面からの環境整備として、敷地が近接する小・中学校については、合築を検討するとしてございます。

また、⑤のその他では、適正配置計画との整合について書いてございまして、適正配置の協議対象となっているサブファミリーグループの小学校については、協議終了後に改めて事業課を検討するとしているよしでございます。

(4)では、リフレッシュ改修校選定の考え方を書いてございます。①としまして、建築年次が昭和40年以降であること。以下、残存年数が相当期間あること。もしくは、前回の大規模改修から25年以上経過していること等を条件とさせていただ

いてございます。

(5) では、改築校及びリフレッシュ改修校の目標事業量と示させていただいてございまして、本計画期間内においては、改築、リフレッシュ改修とも、当面年1校以上、11年間で11校以上を目標量とするとしてございます。

もう1ページ目にお移りいただきまして、3番として、児童・生徒の教育環境の確保に配慮した事業の実施のためとなったものでございます。(1) では、改築工事の手法の選択としまして、①で改築工事の望ましい手法をまとめてございます。これまでの改築が、統合によりあいた一方の校舎を改築工事期間中の仮校舎として使用してきた経過を踏まえまして、今後の工事中の教育環境の確保と、円滑な工事の実施のため、仮校舎を使用した工法を望ましい工事手法と位置づけ、事業を推進するとしてございます。

その上で②でございしますが、そのためには仮校舎の確保が大変重要であると認識をまとめてございまして、そのために適正配置によりあいた学校を改築ステーションと位置づけ、区内に複数確保していくとまとめてございます。また、改築ステーションとすべき空き校舎が最寄りでない地区の場合には、未利用の区有地等を活用し、仮校舎として数校分の改築事業用に中長期間利用できる改築ステーションの建設も検討いたしてございます。

また、改築ステーションが、児童・生徒の徒歩圏内に確保できない場合には、区が通学バスを借上げなどして、通学の負担を軽減する方法についても検討するとしてございます。

3番、居ながら改築について言及してございます。居ながら改築は、同一敷地内に新校舎完成までの間使用する仮設校舎を建設して改築工事を進めるものでございます。一般に工事に制約が多いため工事期間が1年程度長引くほか、同じ敷地の中で教育活動と並行して工事を実施するため、工事に起因する騒音、振動や狭隘の校庭での限られた体育や部活動の実施など、教育活動への影響が懸念される工事手法となっております。このため、居ながら改築の実施は、校地が広く児童生徒の影響を低減できる見込みがある場合や、近隣に改築ステーションがどうしても確保できない場合、もしくはバス通学等がより負担となる場合などに採用するとしてございまして、また、その際も保護者、児童生徒、教職員等の十分な理解を得ることを前提としていただいております。

(2) として、リフレッシュ改修の工事内容について、四角の中で代表的なものを提示させていただいております。大きく丸が三つ書いてございますが、今までの大規模改修工事が一番上の施設の長寿命化に資する工事の部分でございまして、今回ここに新たに、コンクリートの中酸化防止対策等と加えさせていただいてございまして、その時々々の技術の進歩に対応して選択して実施するとしてございます。

また、リフレッシュ改修とネーミングを変えさせていただいた一つに、この機会に合わせて教育環境を充実するとしてございまして、その例示としてトイレの改修やバリアフリー対策、特別教室等の空調の導入、校内LANの再整備等を上げさせていただいております。その他、防災対策の充実や環境への配慮についても実施してまいります。

以上の考え方が受ける最後のページになりますが、当面3カ年の事業計画として、(1)では、平成26年度を初年度とする改築校、中学校2校と、(2)では、平成26年度を初年度とするリフレッシュ改修校、小学校1校をこのようにお示しさせていただいているところでございます。

計画案の説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

森下委員長

ありがとうございます。

リフレッシュ改修等、ご説明がありましたが、ご質疑、またご意見がございましたら、お願いいたします。

では、よろしいでしょうか。私からすみません、質問です。先日、檜垣委員からリフレッシュという言葉の使い方について意見が出ておりましたけれども、何かほかの言葉が届きましたでしょうか。

学校改築施設管理課長

委員長

森下委員長

学校改築施設管理課長

学校改築施設管理課長

調べましたら、リフレッシュ改修工事そのものの言葉は、例えば高速道路を1週間とか2週間とめるときに、道路公団が使っていたり、もしくはJRも使っている言葉でして、比較的大規模な施設を更新するような工事をするとき、結構利用されている言葉だということがわかりました。

森下委員長

私も今、概要版の説明を聞きながら、確かに古くなっているところを今度新しくするまでの間、リフレッシュ改修をするということなので、やはり建物自体にもリフレッシュしてあげるという意味ではソフトな感じで受け取ればおかしくないのかなと思うのですが、例えばグレードアップ改修というのでしょうか、そんなものもより質が上がっていくということで一つなのかなとは思ったのですが、これだけあちらこちらでもうリフレッシュ改修となると、なじみも出てきたなという感想を持たせていただきました。ですので、特にそれについて異論はございません。

あともう1点は、1ページ目の計画の策定の(1)の計画の目的のところですけども、この句読点の打ち方で、「学校改築や、改築までの間の施設の長寿命化等を」と書いてありまして、私、改築までの間の施設の長寿命化等は、一つしか長寿命化と出ていないのに、何で「等」が入っているのか、例えばそこに、教育環境の充実というふうな言葉を入れれば「等」を使ってもいいのですが、一つしかないのにと思ったのです。でも、恐らく、学校改築と、改築までの間の施設の長寿命化というのが、前に二つあって「等」と使ってあるのだなと今わかったのですが、そうしたらここは、むしろ点があちらこちらに結構、点で区切ってあるのですが、その必要はあるのかなと思う箇所が結構ありますね。この書いている方の癖というか、いやそれよりも国語

的に言えば、教育指導課長が読まれたらこれでいいとおっしゃるのかもしれませんが。何か要らないところに点がやたら切っているので、必要ないのではないかなと思います。この「等」はどちらの「等」でしょうか、1行目は、

学校改築施設管理課長

委員長

森下委員長

学校改築施設管理課長

学校改築施設管理課長

こちらはちょっと日本語がかなり簡略化されてございまして、学校改築や、「当面改築に至らない施設に対して施設の長寿命化や教育環境を充実するため」という文を、この「改築までの間の施設の長寿命化等」とかなり略して書いている部分でございまして。おっしゃるとおり至らない文章になってございまして、この後修正してまいりたいと思います。申しわけございません。

森下委員長

そういうふうに両方という意味ですね。わかりました。ほかに、皆さんいかがでしょうか。

檜垣委員

委員長

森下委員長

檜垣委員

檜垣委員

リフレッシュという言葉についてなのですけども、もうこれで決定されているのであれば、なじみも出てくるのかなと思うのです。けれども、もう一つちょっと気になった言葉がありまして、4ページに改築ステーションという言葉が出てくるのですね。これは、仮校舎をわざわざ改築ステーションという文言に返還させながら文章をつくっていらっしゃるのだと思うのですけれども、仮校舎ではいけないのでしょうか。何かせつかくわかりやすい文章をわかりにくく、別の文言が出てくると、その文言をどうやって定義するかということが非常に気になりまして、特に小中学校のこういう改築のものだとかはできる限りわかりやすくという文がいいのかなと、大分ちょっとその言葉の面ですね、気になります。

学校改築施設管理課長

委員長

森下委員長

学校改築施設管理課長

学校改築施設管理課長

ご指摘いただいたところは、計画を策定している段でも、どのように整理しようかという議論があったところでございます。最終的にこのようにまとめさせていただきましたのは、改良版でお話ししますと、3の(1)の②の上から3番目になります

が、最寄りに改築ステーション、仮移転先がない地域については、仮校舎をすることになります。わざわざ仮校舎をつくるときに、その建物を仮校舎というかという、むしろもっと積極的に改築事業を回すために、重い意味合いをもって長期間使うという発想があったものですから、その建物を補償するときに、仮校舎もしくは仮学校というよりかは、目的がはっきり改築を回すための学校という目的がはっきりしてしましたので、まずはそれを改築ステーションと呼ぼうというのを決めました。

それ以外にあいた学校を今までどおり仮校舎と呼ぶのか、目的としては改築を促すための学校ということでは改築ステーションと同じ役割を果たしますので、どういふふうに整理しようかというのは悩んだのですが、最終的にはそのとき、そのときの建物の目的としては、私どもとしては改築を促すための大切な財産という位置づけで改築ステーションと呼んでしまったほうがわかりやすいのかなと考えて、このように整理させていただいたところです。

ですから、統合によってあいた学校が改築ステーションになるものもあれば、新たに新設する改築ステーションもあると、このように整理させていただいてございます。

私としては、例えば改築ステーションが三つできたとしましたら、A改築ステーションは現在何々中学校の仮校舎として使用していますというような言い方で整理がつくのかなと思っていたところでございます。A中学校がA改築ステーションという名前になるわけでは決してございませんので、そういう使い分けはできるのかなと思っています。

檜垣委員

委員長

森下委員長

檜垣委員

檜垣委員

そうすると、例えば改築ステーションとは何々のことを言いますと、よくそういう文言の定義ですね。というのは、私たち一般のものは、ステーションというと駅と思ってしまうのですね。だから、英語の文言を新たな内容を含めて定義づけするのはなかなか難しいのですね。恐らく、若い方は違うのだと、使われ方が、もっと頻繁に使われているのだと思うのですが、私が言うのはあくまでも一般的にわかりやすくということが希望いたしますということで、その辺ご検討いただければと思います。

学校改築施設管理課長

委員長

森下委員長

学校改築施設管理課長

学校改築施設管理課長

お手元にお配りさせていただいております議案のほうの計画書をごらんいただきますと、13ページになりますが、真ん中から下のところで、改築ステーションの確

保というふうに、ちょっと太文字で書いているところがございます。その上の下から3行目でございます。「そのため」のところで、「他の学校施設跡地の利活用計画と整合を図りながら、適正配置によりあいた一部の学校を改築中の仮校舎（以下、「改築ステーション」という）と位置づけ」とさせていただいてございます。事業を進める側からするとそういう位置づけで、仮校舎をしっかりと確保していきながら、改築事業を円滑に計画的に進める一つの方策としていきたいのだという思いをまとめさせていただいているところでございます。

森下委員長

檜垣委員、どうでしょう。文言についてのご説明がありましたので、確かにおっしゃることはよくわかります。それはそれでよくわかりますが、檜垣委員のおっしゃっている、やはり英語をこう使うことによってわかりにくくするというのもございますので。

檜垣委員

そうですね。ここで結論を出すというよりは、感想としてその辺を受けとめていただきまして。

事務局次長

委員長

森下委員長

事務局次長

事務局次長

いろいろご意見ありがとうございました。この点については、確かにこれまでも悩んでいたところで、ある意味でベストとは思っていないのですね。それなので、先ほど部署等の言い回し等につきましてもご指摘をいただきましたように、再度検討させていただきたいと思います。大変恐縮でございますが、最終的にまた同じになる可能性もありますので、その辺について、もしご一任いただければとは思いますが、いろいろご意見を踏まえた上で検討をさせていただきたいと思います。

森下委員長

よろしく申し上げます。やはり今、社会全体が非常に横文字を使うことが多くなりましたし、聞くのも恥ずかしいなど、ちょっと聞くのをそびれるときがあるのですね。こんなこと知らないのといわれるのではないかと思って、聞きそびれることもあるぐらいですけども、できるだけわかりやすい日本語があれば、それを使っていたくほうが老若男女全てにわかりやすいのではないかと思いますので、その点についてもこれからいろいろな文書の中で考慮をいただければなと思います。

では、表現については検討いただくことにして、特に内容について反対というようなご意見はないようでございますので、本件について異議はないでしょうか。

(異議なし)

森下委員長

ご異議ないと認め、原案どおり承認することに決定いたします。

次に、報告事項に移ります。日程第6、報告第43号「平成26年度北区放課後子

どもプランの実施について」事務局から説明をお願いいたします。

学校地域連携担
当課長

委員長

森下委員長

学校地域連携担当課長

学校地域連携担
当課長

報告第43号、平成26年度北区放課後子どもプランの実施について、報告させていただきます。1枚おめくりいただきます。

平成26年度北区放課後子どもプランの実施について（追加）、1の要旨でございます。平成26年度放課後子どもプラン実施予定校について、追加報告いたします。

2、実施予定校、（1）王子第五小学校、（2）堀船小学校、（3）第四岩淵小学校、（4）滝野川第四小学校、以上4校については既にご報告済みでございます。

（5）荒川小学校、追加分ということで、今回荒川小学校について実施するということでご報告させていただきます。

3番の運営方法でございます。この実施予定校5校についての運営方法をご報告いたします。まずこちら王子第五小学校でございます。こちらは、既に放課後子ども教室を実施しております関係から、放課後子どもプラン実行委員会、地域スタッフ及び区職員等による運営、いわゆる直営という形の運営方式をとらせていただきます。

米印でございます。王子第五小学校では、放課後子どもプラン実施に伴いまして、現在、上十条南保育園2階に設置されております上十条子どもクラブを平成26年4月1日から王子第五小学校内に移転する予定でございます。

（2）そのほかの4校、堀船小学校、第四岩淵小学校、滝野川第四小学校、及び荒川小学校、こちらにつきましては、準備委員会において運営方式について検討した結果、事業者による委託により実施するということを決断いたしました。なお、受託事業者につきましては、東京都北区プロポーザル方式実施基準に基づきまして、プロポーザル方式により選定いたします。

4番、今後の予定でございます。平成25年10月から平成26年3月の各学校における実行委員会の立ち上げ及び開設の準備を行います。平成25年11月、今月でございますけれども、委託事業者の公募の選定を行ってまいります。平成26年2月上旬には委託事業者の決定をしたいと思っております。平成26年2月から委託事業者との実施内容及び人的配置についての詳細を調整いたします。平成26年第1回区議会定例会につきまして、健康福祉委員会、文教委員会に各事業者の選定についてご報告します。こちらの教育委員会でもご報告について、報告させていただきたいと思っております。平成26年4月に事業開始を予定しております。

補足いたします。一応中期計画では、平成26年度実施校が8校ということで計画してまいりましたけれども、なかなか物理的な条件等が難しい面もございます。一応今の段階では、平成26年度実施については今後実施するということで、人員計画等の見直し等も含めて、今そういった方向で進めたいと思っております。

以上、ご報告でございます。

森下委員長 ありがとうございます。8校から4校ということの変更があるようだと思いますが、本件につきまして、ご質疑・ご意見はございますでしょうか。

森岡委員 委員長

森下委員長 森岡委員

森岡委員 8校から5校ということで、私はとてもいいと思うのですよ。どうしても今までだと、決められた学校数を守ろうとして無理してやるということがあるのですけれども、そういう無理なく実情に合わせて決断するということはとても大事だと思いますね。やはり、これからそういうことが多々続くと思いますので。

森下委員長 無理をしないということで、よいのではないかというご意見ですが、また反対に、希望しているのだけれども、なかなかやってもらえないという、条件が合わないということで、これをやることができないという学校もあることは確かですので、そのあたりについてもぜひ考慮をお願いしたいと思います。

学校地域連携担当課長 委員長

森下委員長 学校地域連携担当課長

学校地域連携担当課長 ちょっと補足させていただきます。今回、確かに技術的な面でなかなか難しかったという意見もあるのですが、これ以降の実施校数がはっきりした数字で決まっていなかったということもありました。今後は、毎年5校ずつぐらいで実施できるのではないかなと考えているところでございます。そして、比較的やりやすいところから今やってきてしまっているところもありました。そうではなくて、やはりきちんとした計画を立てて、前もって学校に一定程度、この学校は大体このころに入りますからというようなことを前もってご相談を差し上げてという形を今後はとりたいと思います。今回の8校の見直しについてはそういうこともありましたものですから、よろしく願いをいたします。

森下委員長 特に、反対意見はございませんでしょうか。

(質疑・意見なし)

森下委員長 それでは、ご質疑・ご意見がないようですので、本件に関する報告は終了いたします。

次に、日程第7、報告第44号「平成26年度北区青少年委員の推薦依頼について」及び日程第8、報告第45号「平成26年度北区スポーツ推進委員の募集について」を事務局から一括して説明をお願いします。

生涯学習・スポーツ振興課長

委員長

森下委員長

生涯学習・スポーツ振興課長

生涯学習・スポーツ振興課長

それでは、まず報告第44号議案、平成26年度北区青少年委員の推薦依頼について、ご説明をさせていただきます。1枚おめくりください。

現在、北区の青少年委員の委嘱でございますが、平成24年4月1日から平成26年3月31日という2年間をもって任期が満了することとなっております。次期平成26年4月1日より平成28年3月31日の青少年委員の推薦依頼を行うに当たりまして、青少年地区委員会、青少年団体連絡会、北区男女共同参画推進ネットワーク、北区立小学校校長会、及び中学校校長会に推薦を依頼したいというものでございます。

1の資格でございます。(1)といたしまして、原則として北区に在住し、現在地域の児童・生徒及び勤労青少年の余暇指導、あるいは子ども会、青少年、その他の青少年団体育成に直接携わっている方。また、2の年齢といたしましては、平成26年3月31日現在、60歳未満であることでございます。ただし、青少年委員の職務を理解し、さらに体力的にも職務に十分耐えられる方を推薦する場合におきましては、事前に協議をいたしまして、教育委員会が特に認めた場合におきましては、平成26年3月31日現在、65歳未満の方については推薦をすることができるとしているものでございます。

2の職務でございますが、こちらに示してあるとおりの5点でございます。

3番の推薦人員予定でございます。定員が64名となっております。青少年地区委員会からの推薦が1地区2名で38名、青少年団体連合会からが6名、北区男女共同参画推進ネットワークからが3名、小学校校長会からが2名以内、中学校校長会からも2名以内、また教育委員会からの選出を13名とさせていただいておりますが、米印にございますように、各市から区の区分より選出者が定数に満たない場合につきましては、教育委員会の選出者によって補うものとさせていただいております。

4の報酬でございます。予算で定められた額ということでございますが、大変申しわけございません。訂正がございまして、括弧書き、平成23年度と書いてございますが、平成25年度の間違いでございます。大変申しわけございませんでした。月額が9,100円でございます。

裏面をお願いいたします。任期でございます。先ほども申し上げましたように、平成26年4月1日から平成28年3月31日の2年間でございます。

今後の予定でございます。来月12月上旬に推薦を依頼させていただきまして、平

成26年1月下旬に締切、3月中旬には委嘱を決定させていただきまして、4月の上旬に委嘱式を予定しているところでございます。

こちらにつきましては、以上でございます。

続きまして、報告第45号、平成26年度北区スポーツ推進委員の募集についてでございます。1枚おめくりください。

平成26年度北区スポーツ推進委員応募要綱でございます。スポーツ推進委員につきましても、青少年委員と同様に、平成24年4月1日から平成26年3月31日が任期となっております。これに伴いまして、新たな委員を募集するというものでございます。

まず、記書きの3番をお願いいたします。人数でございますが、こちらは56名以内となっております。青少年地区委員会からが各地区2名の38名程度、次が小・中学校の体育会からが2名程度、小・中学校のPTA連合会からが2名程度、体育協会からが2名程度、教育委員会からが4名程度、そして公募枠が8名程度ということにさせていただいてございます。

記書きの1番に戻っていただきまして、資格でございます。次のいずれかに該当する方ということでございまして、1から4、教育委員会推薦以外の分につきましては、北区に住所を有し、またはスポーツ活動の拠点が北区にある方で、心身ともに健康な18歳以上の方となっております。教育委員会の推薦する方につきましては、特段この条件はございません。

2の職務でございますが、こちらにお示しの4点でございます。

4の報酬でございます。こちらも予算で定められた額でございまして、月額が9,100円となっております。

裏面に参りまして、任期ですけれども、先ほど申し上げました平成26年4月1日から平成28年3月31日までの2年間でございます。

6の選考方法でございます。こちらは、前回より多少変更してございます。まず、推薦の方につきましては、面談により決定でございまして、面談については平成26年2月中を予定してございます。公募の方につきましては、一次選考が小論文、二次選考が一次通過した方のみでございまして、面接という形でございまして、小論文の課題につきましては、こちらにお示しのとおり、「東京オリンピック・パラリンピックに向けたスポーツ推進委員の役割」または、「障害者など、誰もが地域でスポーツを楽しむためのスポーツ推進委員の役割」という中から一つのテーマを選んでいただきまして、書いていただくものでございます。この後、一次選考に受かった方については、平成26年3月中旬に面接を予定しているところでございます。

7の推薦・応募方法でございますが、推薦の方につきましては、各団体より来年の1月31日までに推薦をしていただくものでございます。公募の方につきましては、小論文を添えてお申し込みをいただくというものになってございます。

ご説明については以上でございます。

森下委員長

ありがとうございます。

それでは、今2点のご説明をいただきましたが、各青少年委員の推薦、そしてス

ポーツ推進委員の募集ということですが、ご質問、あるいはご意見はございますでしょうか。

加藤委員

委員長

森下委員長

加藤委員

加藤委員

スポーツ推進委員の募集要項の中で、ちょっと教えていただきたいのですが、3番の人数が56名ぐらいということなのですが、これはいつから56名になったのでしょうか。以前、体育指導員は64名だったわけですがけれども、青少年委員と当時、体育指導員は、社会教育の社会体育の要員という形で、同じような立場でずっと歩んできた経緯がありますけれども、スポーツ推進委員の人数が56名というのは、いつごろからこの人数になったのでしょうか。

スポーツ施策推進担当課長

委員長

森下委員長

スポーツ施策推進担当課長

スポーツ施策推進担当課長

こちらは、平成16年4月1日付で書いてあると思いますけれども、その中で64名から56名に変更してございます。

森下委員長

平成16年4月1日付でということだそうでございます。

加藤委員

理由はなんでしょうか。

スポーツ施策推進担当課長

その当時のここに書いてあります理由の中に差し当たってこれが原因だということには示されていないのが実情なのですが、恐らくといっはなんですが、その時期に多少スポーツ推進委員の全体数が減っている時期がございまして。理由が何だったか、詳しい内容についてはちょっと把握していないという状況です。

森下委員長

よろしいですか。

加藤委員

委員長

森下委員長

加藤委員

加藤委員

それともう一ついいでしょうか。このスポーツ推進委員、名称が多分平成16年というのはスポーツコーディネーターのときだと思うのですね。体育指導員からスポーツコーディネーターに変わった時期だと思うのですがけれども、その当時、あちこちの

地区委員会から、たしか推薦が出なかったというような経緯があったと思うのですね。その後、それについて原因といたしますか、その辺をぜひ地域に理解していただけるような形であれば、当然地区から2名ずつということで38名が満たされるのですが、今現在はこの地区推薦、各地区2名程度ということなのですが、実際には19地区の中で少ないところというのはどのぐらいあるのでしょうか。2名出ていないところというのは。

生涯学習・スポーツ振興課長

委員長

森下委員長

生涯学習・スポーツ振興課長

生涯学習・スポーツ振興課長

現在、青少年地区委員会から29名ということでございまして、8地区から1名という推薦になってございます。

加藤委員

ということは、もうこの人数で十分足りるという形でよろしいのでしょうか。

スポーツ施策推進担当課長

委員長

森下委員長

スポーツ施策推進担当課長

スポーツ施策推進担当課長

今の状況を考えますと、これは地区委員会からの推薦が定員2名ということになっておりますけれども、それに満たないということは、これにまだまだ問題、課題があると認識しています。今後、またさらに人数が足りていないところ、あるいは推進がないところにつきましては、個別にいろいろご相談をさせていただきながら、その地域の中で技術のあるスポーツ推進員を推薦ということで、できる限り推薦いただけるようにご依頼をしていきたいと考えております。

加藤委員

職務の中で、これは地域スポーツの振興のためのもの、あるいは総合型地域スポーツクラブというような名称で、これは4項目の中に全部地域が入って、地域が入っている以上、地域の中からそういう人たちを推薦してもらって、それを窓口として活用するなりリーダーになっていただくような形をとらないと、一向に地域と名をうたっていても、その地域の人たちが参加しづらいといたしますか、それに理解してもらいにくいという感じを受けます。私も地区委員会をやっている関係で、うちのほうは今まで2名ずつ出さなかったことは一度もありませんけれども、ぜひその辺を各地区の地区委員会の会長会もありますので、会長会なり、あるいは各地区3地区の地区協議会がありますので、その辺を十分説明した上で推薦をしていただく、それが地域スポーツの振興につながるのだらうと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

檜垣委員	委員長
森下委員長	檜垣委員
檜垣委員	質問なのですけれども、北区、資格のところ、青少年委員のほうが資格の2番、60歳未満であること、あるいは推薦がある場合には65歳未満の方も推薦できますとなっています。スポーツ推進委員のほうが、心身ともに健康な18歳以上の方となって、青少年委員が上限で、スポーツ推進員は18歳以上という形になっているのですけれども、これでよろしいのでしょうか。
森下委員長	年齢のところですね。
スポーツ施策推進担当課長	委員長
森下委員長	スポーツ施策推進担当課長
スポーツ施策推進担当課長	スポーツ推進委員につきましては、かつて52歳という年齢制限があったわけなのですが、現在ではその年齢枠を外しました。そういう年齢層の方も今後スポーツ振興あるいはご経験を踏まえた地域でのスポーツ振興ということが非常に大事だという部分を踏まえまして、現在、年齢枠をとってございます。
森下委員長	ただいまのような理由ということでございます。よろしいですか。
檜垣委員	青少年推進委員のほうは、18歳以上の方とつけなくてもよろしいのですか。
生涯学習・スポーツ振興課長	委員長
森下委員長	生涯学習・スポーツ振興課長
生涯学習・スポーツ振興課長	特に何歳以上というのはないのですが、地域候補枠とかがないものですので、基本的には地区委員会、青少年団体連絡会、または小中学校の校長会等に入っている方で、それなりの年齢の方という状況がありますので、特に何歳以上というのはいない状況でございます。
檜垣委員	実際には18歳以上なのですか。
生涯学習・ス	実際に、今までついていたいている方につきましては、成人の方が多くいます。

スポーツ振興課長

事務局次長

委員長

森下委員長

事務局次長

事務局次長

これは、いろいろな経緯からこのような形になっているということなのですが、特にスポーツについては、今生涯スポーツということで、高齢者がかなりの部分をしめてきておりますので、年齢制限は上限がふさわしいかどうか、ちょっと検討の余地があるかなと思っております。それから、青少年のほうにつきましては、対象が青少年ということで、ある程度の年齢制限をしているのではないかなと思われませんが、ただ、実際に地域に入りますと、今現在70歳代の方が実際、本当に十分にお子さん方を対象に活動されているというところもございます。この辺はちょっとひとつ今後の課題として捉えさせていただきたいなと思います。いろいろな歴史の中から今のこういう制度ができたことに間違いはございません。

以上でございます。

森下委員長

それでは、先ほど来出ております、各地区から積極的に2名の方が確保できるような方策等も考えていただくことと、今の年齢につきましては、また今後とも検討事項ということで、元気な方もいらっしゃいますということで、お願いしたいと思っております。よろしいでしょうか。

(質疑・意見なし)

森下委員長

では特に、この後ご意見はないようでございますので、本件に関する報告は終了いたします。

次に、日程第9、報告第46号「稲付中学校サブファミリーブロック小学校適正配置検討協議会からの要望書の提出について」事務局から説明をお願いいたします。

学校適正配置担当課長

委員長

森下委員長

学校適正配置担当課長

学校適正配置担当課長

それでは、報告第46号、稲付中学校サブファミリーブロック小学校適正配置検討協議会からの要望書の提出について、ご報告をさせていただきます。恐れ入りますが、本日、机上に配付させていただきました1枚目が要望書となっております2枚つづりの資料をごらんいただけますでしょうか。資料が当日になり、大変申しわけございませんでした。

初めに、経過について、2枚目の資料でご説明をさせていただきます。1の要旨で

ございます。学校適正配置計画に基づき協議を進めております稲付中学校サブファミリーブロック小学校適正配置検討協議会から、適正配置を進めるに当たり要望書が提出されたため、報告をさせていただくものでございます。

2の現況（経過）でございます。まず、平成25年9月に開催をいたしました第6回検討協議会で、3小学校のPTA推薦委員から適正配置を進めるに当たっての要求書が提出をされました。この要求書でございますけれども、3小学校PTA会長連名のものでございましたが、検討協議会として区長に提出したいといったご希望がございまして、10月に開催をいたしました第7回協議会において、町会・自治会推薦委員の皆様、また、中学校PTA推薦委員のご意見を踏まえて協議を行い、要求書ではなく要望書という形で提出をすることとなりました。なお、この要望書につきましては、11月6日付で教育委員会に提出されたものと同様のものが同日北区長宛にも提出をされております。

それでは、要望書のほうにお戻りいただきまして、要望書の関係点をご説明させていただきます。まず、要望書でございますが、どのような形で3校を2校にするかということについては明記をされておりませんが、教育委員会といたしまして、清水小学校と第三岩淵小学校を統合する方向性というものを示してございまして、これを踏まえた上での要望であると考えております。

それでは、1点目の新校舎の建築についてです。統合新校について、新校舎の建築を望まれるものですが、時期につきましては、同じ子どもが稲付中学校と統合新校の両方で工事に当たることのないような範囲で、なるべく早くに着手してほしいというものでございます。小学校でも工事中、中学校でも工事中ということはないようにしてほしいといったものでございます。

2点目につきましては、跡地の活用でございます。統合によって、学校としては使用しなくなる学校跡地の利活用について、今後設置される予定の統合推進委員会で検討することとし、跡地活用の早期実現を要望されております。

それでは、裏面をごらんいただけますでしょうか。3点目は、統合時期についてです。計画では、平成27年4月に統合新校開設としておりますが、こういった計画どおりとなりますと、今の適正配置、結論が出ていないわけですが、これを知らずに平成26年4月に入学した児童が1年で閉校を迎えること。また、在校生同士、保護者同士が親睦を深め、統合をスムーズに進めることによって、統合後の学校を盛り立てていくといったことなどを理由に、統合の時期を平成28年度以降とすることをご要望されております。

4点目は、通学区域の再編と統合時の指定校変更の運用についてでございます。通学区域については、統合決定後にPTA役員と教育委員会の担当課で改めて検討すること、また、統合校時の在校生に対する指定校変更については、選択権を与えることをご要望されております。

5点目でございますが、放課後子どもプランの実施でございます。国立スポーツ科学センターが近くにあるといった立地条件を生かした放課後子どもプランを行いたいという協力要請と、実施に当たっては、定員・時間・時期を各校のPTA役員と相談すること、また、統合新校の開校時に、統合にかかわらなかった小学校を含めて実施

することを要望されております。

最後に、各要望事項に対して、文書での回答を求めておられます。

それでは、先ほどの資料の2枚目に移っていただきまして、3の今後の予定でございます。11月下旬に予定されております教育委員会の臨時会において、要望書に対する教育委員会の回答、この後、教育委員会の皆様のご意見をいただいた上で回答を作成いたしまして、ご審議の上、ご決定をいただきたいと考えております。この回答を受けまして、12月上旬には第8回の検討協議会を開催し、引き続き適正配置に向けた協議を行う予定となっております。

なお、今の説明資料の裏面に適正配置検討協議会の委員の名簿をおつけさせていただきました。

以上、報告をさせていただきました。

森下委員長

どうもありがとうございます。

ただいまご報告をいただき、11月下旬の臨時会でこれに対する回答案を審議決定するということですが、何か皆さん、ご質疑・ご意見はございますでしょうか。

それでは、本日のところはこれらをよく読んでいただきまして、次回に向けて、また回答案を考えてということよろしいでしょうか。

(異議なし)

森下委員長

では、そのようにさせていただきたいと思っておりますので、この件に関する報告は以上で終了したいと思います。ありがとうございます。

それでは次に、日程第10、報告第47号、後援・共催事業に関する報告について、事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長

委員長

森下委員長

教育政策課長

教育政策課長

後援・共催事業に関する報告を申し上げます。名義使用承認報告が6件でございます。

1件目、健康山登り。北区スポーツ推進委員協議会の主催で、11月23日、千葉県の大塚山で実施されます。

2件目、第16回トロンボーン・アカデミー&フェスティバル。日本トロンボーン協会の主催で、来年3月8日と9日、滝野川会館 大ホール他で実施されます。

おめくりをいただきまして、2013冬休みぼうけんキャンプ。特定非営利活動法人エコ・コミュニケーションセンターの主催で、12月26日～28日まで、埼玉県東松山市神戸、神戸公会堂で実施されます。

4件目、コンクリートの日 体験まつり! 2013。「コンクリートの日体験まつ

り！」実行委員会の主催で、11月16日、越野建設本社隣接駐車場で実施されます。

5件目、第Ⅲ期レディースフットサル。特定非営利活動法人れっど★しゃっふるの主催で、来年1月27日～3月24日までの全7回、祝日・休館日を除く毎週月曜日、滝野川体育館で実施されます。

事業実績報告につきましては、お示しの9件でございます。

以上でございます。

森下委員長

ありがとうございます。

ただいまのご説明につきましてのご質疑、またご意見はいかがでしょうか。特にないでしょうか。

(質疑・意見なし)

森下委員長

特にないようでございます。ここで本件に関する報告は終了いたします。

以上で、本日の日程全てを終了いたしました。

これをもちまして、平成25年第11回教育委員会定例会を閉会いたします。